

第  
4450  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 3月26日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 がん保険の取扱いの改正案

**Q**：がん保険の取扱いが変わるそうですが、どのような内容になるのですか？

**A**：次のような内容に変わりそうです。

### 【解説】

先ごろ、国税庁から法人契約のがん保険の保険料の取扱いについての改正案が示されました。その内容は次のとおりです。

#### ① 終身払込の場合

##### イ. 前払期間

$(105\text{歳} - \text{加入時年齢}) \div 2$  の期間

- ・各年の支払保険料  $\times 1/2$ ：資産計上
- ・残額：損金算入

##### ロ. 前払期間経過後

各年の支払保険料：損金算入

上記イの資産計上額の累計額  $\div (105 - \text{加入時年齢} - \text{前払期間})$  (a)：損金算入

#### ② 有期払込（一時払を含む）の場合

##### イ. 前払期間

・保険料払込期間が終了するまで  
(支払保険料年額  $\times$  保険料払込期間  $\div$  保険期間) = (b)：(b)  $\times 1/2$  損金算入  
残額：資産計上

- ・保険料払込期間終了後

上記(b)：資産計上額から取崩して損金算入

##### ロ. 前払期間経過後

- ・保険料払込期間が終了するまで

(a) - 各年支払保険料：資産計上

残額と (b)  $\times 1/2 \times$  前払期間  $\div$  (a)：損金算入

- ・保険料払込期間終了後

(b) と (b)  $\times 1/2 \times$  前払期間  $\div$  (a)：イとロの資産計上累計額から取崩して損金算入

